

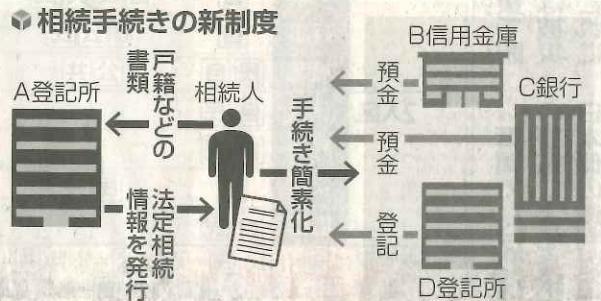
H28.7.6付

相続手続き簡素化

戸籍書類提出1回でOK

来年度から

法務省は5日、相続の手
続きを簡素化する「法定相
続情報証明制度(仮称)」
を2017年度から新設す



ると発表した。相続人が最初に戸籍関係書類一式を登記所へ提出すれば、その後の金融機関などの手続きでは戸籍関係書類は不要で、登記所が発行する証明書の提出で済むようになる。相続人や金融機関の負担軽減を図ることも、不動産の名義を変更する相続登記を促して、所有者不明の不動産を解消する狙いがある。

現行制度では、遺産相続する場合、銀行口座解約や相続税の申告、不動産登記の変更などのため、亡くなつた人の生まれてから死亡までの全ての戸籍謄本など大量の書類を、銀行や税務

署、法務局などにそれぞれ提出しなければならない。

金融機関では、提出された書類の審査に時間がかかるなど、遺族、金融機関双方に負担が大きかった。新制度では、相続人が最初に登記所へ、これら戸籍関係などの書類一式を提出すれば、登記官が確認したうえで、法定相続分などを証明する「法定相続情報」の写しを発行。金融機関での口座解約などの手続きでは、この証明書の写しを提出するだけで済むようになる。

不動産の相続登記は義務でないため、遺族が煩雑な手続きを嫌つて、価値の低い山林などの名義変更を行わないまま放置し、実際の所有者を特定するのが困難になる問題が起きている。